

答申第 254 号

平成 17 年 3 月 28 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 9 月 12 日付けで諮問された国体派遣旅費の通帳不存在の件（諮問
第 206 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、教育庁管理部総務室が保管する金融機関の通帳のうち国民体育大会派遣旅費を記帳した通帳は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成13年7月24日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、教育庁管理部総務室(以下「総務室」という。)が保管する金融機関の通帳のうち国民体育大会派遣旅費を記帳したすべての通帳(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成13年8月6日付けで、本件行政文書を管理していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成13年8月27日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

教育委員会が本件行政文書を管理していないとして公開を拒んだ処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含め、県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件として補助金を交付しており、また、県行政文書管理規程は行政文書の保存期間を5年間と定めているので、公開決定の際、職員は引継文書も十分確認して、行政文書の存否を判断することが求められる。

4 実施機関（教育庁管理部総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

総務室が保管する金融機関の通帳は、教育庁 11 室課の給与に関する通帳を含め計 16 冊あるが、これらの中に国民体育大会派遣旅費を記載したものはないことから、公開拒否の決定を行った。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、総務室が保管する金融機関の通帳は教育庁 11 室課の給与に関する通帳を含め計 16 冊あるが、これらの中に国民体育大会派遣旅費を記載したものはないことから公開拒否とした旨説明している。

イ 国民体育大会派遣旅費の支給事務については、平成 10 年度以前は教育庁教育部スポーツ課が行っており、平成 11 年度以降は財団法人神奈川県体育協会が行っていることから、総務室の事務ではないことが認められる。

ウ 国民体育大会派遣旅費の支給事務が総務室の事務ではないことから、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を総務室が保管することは、通常考えられず、不服申立人からも、国民体育大会派遣旅費を記載した金融機関の通帳を総務室が保管していることについての具体的な説明等はない。

エ 以上のことから、実施機関の説明には不合理な点は認められず、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 9 月 12 日	諮問
9 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 2 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 2 月 7 日 (第 43 回部会)	審議
3 月 9 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子正史	同志社大学教授	部会員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成17年3月28日現在)(五十音順)